

お知らせ

まちづくり支援事業費補助金

まちづくり活動を行う団体の自主的な事業を支援します

補助金額など

区分	補助率(上限)	補助限度額
ハード事業	9/10	450万円
ソフト事業		
新規事業部門 1回目	9/10	45万円
発展拡充部門 2回目	7/10	35万円
定着自立部門 3～5回目	1/2	25万円
イベント部門		
土岐フォーラム*でのイベント	7/10	35万円
その他	1/2	25万円

*土岐フォーラム…土岐市役所庁舎の北側駐車場の一部。イベントなどに使用できる多目的広場

対象の団体

次の全てを満たす団体

- ・構成メンバーが5人以上で、その半数以上が市内在住、在勤、在学者である団体
- ・公益的な事業を自主的に行う団体
- ・会計などの規程が整備されている団体
- ・政治・宗教活動を目的としない団体

審査

申請書および申請団体のプレゼンテーションを、市の審査委員会（6月上旬開催予定）が審査し、交付を決定します。

申請方法

5月20日(金)までに申請書（まちづくり推進課で配布、または市ホームページからダウンロード）に記入の上、必要書類を添えて同課へ提出してください。

問 まちづくり推進課（内線312）

お知らせ

婚活支援事業費補助金

少子化対策の一環として、結婚活動を支援するイベントを開催する団体などに補助金を交付します。

対象団体

市内または瑞浪市に住所または所在地を有する団体または事業者

対象事業

参加者の半数以上が市内または瑞浪市在住者の事業で、次のいずれかを満たすもの。※営利を目的とした事業は対象外

- ・異性とのコミュニケーション能力の向上を図る事業
- ・男女の健全な出会いの場を提供する事業
- ・結婚のきっかけづくりを支援する事業

補助金額 上限10万円

申請方法

参加者募集の告知をする1カ月前までに申請書（まちづくり推進課で配布または市ホームページからダウンロード）に必要書類を添えて、同課へ提出してください。

お知らせ

定住促進奨励金

定住人口の増加を図るため、定住を目的とした住宅の取得に対する支援を行っています。

対象（次の全てを満たす方）

- ・転入前1年から転入後5年までの間に住宅を取得していること
- ・申請者世帯の合算した持分が2分の1以上あること
- ・転入前3年間土岐市に住所がないこと
- ・住宅を取得*した年度の4月1日現在の年齢が50歳以下であること
- ・申請者世帯全員に市税（前居住地での市町村税を含む）の滞納がないこと

*取得…住宅を新築または購入し、所有権の保存または移転の登記をすること

奨励金 25万円

申請方法

住宅を取得した日または土岐市に転入した日のいずれか後の日から6カ月以内に、申請書（まちづくり推進課で配布または市ホームページからダウンロード）に必要書類を添えて、同課へ提出してください。先着順に受付し、今年度の予算額に達し次第終了します。

問 まちづくり推進課（内線311）